

## 《厚生労働大臣の定める掲示事項》

### 【入院基本料に関する事項と施設基準】

当院は、入院基本料について下記のとおり届出を行っております。

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1

### 【看護体制について】

1. 回復期リハビリテーション病棟では、入院患者様 13 名に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）と、入院患者様 30 名に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております

（当病棟では、1 日に 10 人以上の看護職員が勤務しています。）

2. また夜間は看護職員 1 人以上かつ看護補助者 1 人以上で、あわせて常時 2 人以上が勤務しております。尚、時間毎の配置は次のとおりです

日中《午前 8：00～午後 5：00》

（看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内、看護補助者 14 人以内です）

夜間《午後 4：30～翌午前 8：30》

（看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 21 人以内、看護補助者 41 人以内です）

### 【東海北陸厚生局に届出を行っている施設基準】

基本診療料の施設基準に係る届出	<ul style="list-style-type: none"><li>・回復期リハビリテーション病棟入院料 1</li><li>・診療録管理体制加算 2</li><li>・データ提出加算 1 口</li><li>・入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）</li><li>・電子的診療情報連携体制整備加算 3</li><li>・入退院支援加算 1（口）</li><li>・口腔管理連携加算</li></ul>
特掲診療料の施設基準に係る届出	<ul style="list-style-type: none"><li>・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）</li><li>・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）</li><li>・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）</li><li>・二次性骨折予防継続管理料 2 および 3</li><li>・外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）</li><li>・入院ベースアップ評価料 7 4</li></ul>

### 【食事に関する事項】

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6

時以降)適温(温冷配膳車)で提供しています。

**【保険外負担に関する事項】**

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担を御願ひしております。

- 1) 証明書代 (消費税込) 1枚につき 1,650円~11,000円
- 2) 理髪代 (消費税込) 3,000円

**【選定療養に関する事項】**

1 特別の療養環境の提供/特別室(個室・2床室)の利用

部屋	料金	設備内容
300 号室	2,200 円/日 (税込)	個室・液晶テレビと冷蔵庫(無料)・個人用の収納チェスト、セーフティボックス
301 号室 302 号室	1,100 円/日 (税込)	2床室・液晶テレビと冷蔵庫(無料)・個人用の収納チェスト、セーフティボックス、トイレ等

2 制限回数を超える医療行為/算定日数を超えたリハビリの提供

脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	2,450円/回(治療開始後180日を超えた日以降14単位目から)
廃用症候群リハビリテーション料(I)	1,800円/回(治療開始後120日を超えた日以降14単位目から)
運動器リハビリテーション料(I)	1,850円/回(治療開始後150日を超えた日以降14単位目から)
呼吸器リハビリテーション料(I)	1,750円/回(治療開始後90日を超えた日以降14単位目から)

**【寝具に関する事項】**

- ・敷布、掛布等の寝具は、週1回交換しております。  
なお、敷布、掛布等は汚れた場合は、曜日に関係なく交換します。

**【詳細な明細書の発行に関する事項】**

- ・当院では受診された方全員に、医療にかかった詳細な内容について明記された明細書を無料で発行しております。  
(公費負担医療の受給者で、自己負担のない方も同様です。)
- ・明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書を希望しない場合は窓口まで申し出てください。

**【後発医薬品の使用について】**

- ・当院では後発医薬品の使用を選択することができるよう取り組んでおります。後発医薬品の使用を希望される方（外来患者）は担当医師までお気軽にお申し付け下さい。

**【酸素の購入について】**

- ・当院では酸素の単価について東海北陸厚生局に届出を行っています。

**【医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について】**

当院は医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診察を実施しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について声掛け、ポスター掲示などを行い、利用促進を行っています。
- ・医療介護連携システムを用いた医療情報の連携を行っています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示するとともにウェブサイトへ掲載を行っています。

**【保険医療機関の指定】**

- ・当院は、東海北陸厚生局長から保険医療機関の指定を受けています  
医療機関コード「0710558」

令和8年6月1日現在